

審査等について

審査等

事業者の選定は、次のとおり書類審査及びプレゼン審査等を実施し、提案内容を審査基準に基づき総合的に評価したうえで行います。なお、本事業において、応募者がいない場合又は審査結果により本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、町長は選定を行わない場合があります。

(1) 審査方法

ア. 1次審査（書類審査及び現場視察）

検討委員会において、審査基準に基づき書類審査を実施します。

イ. 2次審査（書類審査、プレゼン審査）

1次審査通過者に対し、検討委員会において、次の事項について書類審査及びプレゼン審査等を実施します。

- ・現に運営している保育施設がある場合、現在の運営状況（運営方針、職員待遇等）
- ・運営能力（組織能力、財務能力、職員処遇、危機管理対策等）
- ・保育事業計画（保育運営方針、職員採用、職員の資質向上等）
- ・設置場所、建物（設置場所、建物の概要等）
- ・その他、検討委員会が必要と定めるもの

(2) 審査の結果通知等

審査結果は、1次審査・2次審査ごとに、選定者に文書により通知します。

(3) 同点の場合の取扱い

検討委員会における選定において、同点が生じた場合は次の方法により順位を決定します。

ア. 委員の順位の1位獲得数が多い事業者（1位の獲得数が同数の場合には、順に2位、3位の獲得数が多い事業者）

イ. アで決まらない場合、委員の多数決（同数の場合は委員長の決による）